



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年2月

No.81

特集【特集】長崎県における貸付制度について

みなさん、今回は、ひとり親家庭に特化した貸付制度「母子父子寡婦福祉資金貸付」やその他、特定対象者向けの無利子・低金利の貸付制度「生活福祉資金貸付」についてご紹介します。

■長崎県母子父子寡婦福祉資金貸付金とは

ひとり親家庭の方や寡婦の方が受けられる公的資金で、経済的自立の援助及び生活意欲の向上を図り、併せて、その扶養している児童・子の福祉を増進させることを目的として、各種資金の貸付を行っています。

就労や児童の就学、転居等で資金が必要となった時、無利子または低金利で貸付が受けられます。

使用用途によって全13種類あります。（臨時児童扶養等資金含む）

【主な注意点】

- 給付ではなく、あくまで貸付なので「返せる見込みがあるか」を審査される。返済の見込みがないと判断される場合などには貸付ができない。
- 経済的に困っているひとり親家庭に対して融資をする制度のため、一定額以上の収入がある方は自立が可能とみなされ、貸付の対象外となる。
- 既に生活保護を受給している方は貸付を受けることができない場合もある。

【メリット】

- ◎ひとり親の悩みに寄り添った融資を受けられる。
- ◎無利子・低金利。連帯保証人をつけられない場合、年1.0%の低金利。
- ◎返済において、措置期間が設けられている。（※措置期間とは、融資を受けてから返済が始まるまでの期間のこと）。措置期間は資金の種類によって変わり、殆どが半年から1年間に設定。措置期間中に生活を安定させることで無理のない返済をすることができる。

◆就労等に関する資金（①事業開始②事業継続⑤技能習得④就職支度）

- ①事業開始：事業（例えば洋裁・軽飲食など）を開始するために必要な設備、機械などの購入資金
- ②事業継続：現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金
- ⑤技能習得：事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金
- ④就職支度：就職するために必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金

◆子どもの就学・就職に関する資金（③修学④就学支度⑥修業④就職支度）

- ③修学：高校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金。

大学等（※大学、短大、専修学校（専門課程）高等専門学校（4・5年次））の場合は、課外活動費、自宅外通学にかかる経費、保健衛生費も対象

- ④就学支度：就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金
- ⑥修業：事業開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
※自動車免許は最終学年のみ対応
- ④就職支度：就職するために必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金

◆その他の資金（⑧医療介護⑨生活⑩住宅⑪転宅⑫結婚⑬臨時児童扶養等）

《お問合せ・申込先》

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表：<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/12/1606888959.pdf>

お住まいの各福祉事務所一覧表：<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>



■生活福祉資金貸付とは

失業中や収入が少なく生活が困難な世帯・障がい者世帯・65歳以上で日常生活上、療育又は介護を要する高齢者が属する世帯向けに生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への公的貸付です。

大きく分けて4つの種類があります。

【主な注意点】

○母子父子寡婦福祉資金貸付・日本学生支援機構奨学金・その他公的資金の借入などが優先となるため、これらの制度が利用できる場合は貸付の対象とならない。

○地区の民生委員やお住まいの市町社会福祉協議会と連携して援助指導を行うことで自立を促す制度のため、民生委員、社会福祉協議会と相談できないという方は対象とならない。

【メリット】

◎無利子・低金利。連帯保証人を付けられない場合、年1.5%の低金利（不動産担保型生活資金は年3%）
緊急小口資金・教育支援資金は連帯保証人不要で無利子。

◎返済において、措置期間が設けられている。措置期間は、貸付日から6ヵ月で、教育支援資金は卒業後6ヵ月となる（緊急小口資金は2ヵ月・不動産担保型生活資金は3ヶ月）。

◎制度を受けることにより、自立した生活ができるようになることを目的としているため、融資後も担当者が生活の相談に乗ってくれる。

◆総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

- ・生活再建までの間に必要な生活費用
- ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ・生活再建のために一時的に必要で、日常の生活費で賄うことが困難である費用

◆福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

- ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・福祉容疑などの購入に必要な経費・障がい者用の自動車の購入に必要な経費
- ・負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・住居の移転等、給排水整備等の設置に必要な経費
- ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用

※上記は、主な対象経費の例です。その他の用途については、問い合わせ先へのお尋ねください。

◆教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

- ・高校や大学、短大、専門学校などへ就学するために必要な経費・入学に際し必要な経費

◆不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

- ・低所得または要保護高齢者に対し、今住んでいる不動産を担保に、生活資金を貸付ける資金

《お問合せ》詳しくは、お住まいの各市町社会福祉協議会へご相談ください。

お住まいの各福祉事務所一覧表：<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

◆参考資料

長崎県：<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/165529.html>

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会：http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/section/shikin/loan.php#tokurei_koguchi_cov



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき